

# 女川町指名停止情報

令和4年5月13日現在

業種	承認番号	業者名	所在地	停止期間			措置理由
				月数	自	至	
工事	78	(株)日進運輸建設	宮城県登米市東和町米谷字金谷57-3	1月	R4.5.11	R4.6.10	当該業者は、東部土木事務所登米地域事務所発注の「令和2年度社河川A国補49-A01号南沢川外堆積土砂撤去工事」において、工事続行不能届を提出し、工事請負契約書第52条第6号の規定に基づき令和3年12月10日付で契約を解除されたもの。
措置要件						期間	
(不正又は不誠実な行為)						認定の日から	
22 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。						1月以上12月以下	

	業種	承認番号	業者名	所在地	停止期間			措置理由
					月数	自	至	
①	物品	2385	ナカバヤシ(株) 東京本社	東京都板橋区東坂下二丁目5番1号	2月	R4.5.11	R4.7.10	当該業者らは、遅くとも平成28年5月6日から令和元年10月7日までの間に日本年金機構が発注した複数の特定データプリントサービスにおいて、当該業者らを含む26社が共同して受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようにしていたことから、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したとして、令和4年3月3日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
②	物品	2280	トッパン・フォームズ(株)東北営業本部	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番22号	3月	R4.5.11	R4.8.10	
③	物品	2440	(株)ビー・プロ	宮城県仙台市若林区六丁の目西町4番1号				
措置要件						期間		
(独占禁止法違反行為)						認定の日から		
14 本町発注工事等、又はそれ以外の工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。						3月以上24月以下		

※ 上記①の業者は、公正取引委員会から課徴金減免制度適用業者であることが公表されていることから、指名停止の期間を短縮している。

業種	承認番号	業者名	所在地	停止期間			措置理由
				月数	自	至	
工事	580	JFEエンジニアリング(株)東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号	3月	R4.4.13	R4.7.12	当該業者は、令和2年5月に沖縄県竹富町が発注した「竹富海底送水管更新工事」において、町長から最低制限価格の情報を入手し、当該工事を受注したとして、令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の疑いで社員3人が逮捕されたもの。
措置要件						期間	
(競売入札妨害又は談合) 15 本町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項の規定による競売入札妨害及び同法第96条の3第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。						逮捕又は公訴が提起されたことを知った日から  3月以上24月以下	

業種	承認番号	業者名	所在地	停止期間			措置理由
				月数	自	至	
コンサル 物品	1176 2312	パシフィックコンサルタンツ(株)東北支社	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号	3月	R4.4.13	R4.7.12	当該業者を構成員とする共同企業体は、平成31年4月に富山市がプロポーザル方式により公募した「呉羽丘陵フットパス橋梁(呉羽山・城山連絡橋)設計等業務委託」において、当時の同市建設部次長から機密事項に当たる資料の提供や審査に係る助言などを受け、当該業務を受注したとして、令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の疑いで社員が逮捕されたもの。 あわせて、令和元年6月に同市がプロポーザル方式により公募した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」においても、当時の同市建設部次長から公表前の資料やヒヤリング時の質問事項等の情報提供を受け、当該共同企業体が業務を受注したとして、令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の疑いで同社員が再逮捕されたもの。
措置要件						期間	
(競売入札妨害又は談合) 15 本町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項の規定による競売入札妨害及び同法第96条の3第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。						逮捕又は公訴が提起されたことを知った日から  3月以上24月以下	